

大通公園基本計画詳細検討ほか業務 公募型企画競争 提案説明書

1 業務の名称

大通公園基本計画詳細検討ほか業務

2 業務の背景と目的

大通公園は札幌市の中心部に位置する面積約 7.9ha の特殊公園(大通西 1～12 丁目)で、美しい花壇や芝生、約 90 種 4,700 本におよぶ樹木のほか、「さっぽろライラックまつり」「YOSAKOI ソーラン祭り」「さっぽろホワイトイルミネーション」「ミュンヘン・クリスマス市 in Sapporo」「さっぽろ雪まつり」等の四季折々のイベントなどにより、1 年を通して多くの市民や観光客に親しまれている。

一方で、大通公園は平成初期の「大通公園リフレッシュ事業」から 30 年が経過し、公園施設全体の老朽化が進んでいるほか、イベントの種類や期間が増えるなど、公園全体の使われ方が変わってきている。

また、都心では札幌オリンピックが開催された昭和 47 年(1972 年)頃に建設された建物が更新時期を迎えており、各所で建物更新の動きが活発化し、大通公園周辺でも土地利用に変化が生じている。

こうしたことから、都心に位置する公園として求められる役割なども踏まえ、今後のあり方を検討していくことが必要と判断し、令和 5 年(2023 年)10 月に策定した「札幌市都心のみどりづくり方針」や「大通及びその周辺のまちづくり方針ー札幌都心はぐくみの軸強化方針ー」(以下、「札幌都心はぐくみの軸強化方針」という。)にこれを主な取組のひとつとして位置付け、同年 11 月から検討を進めてきたところ、令和 6 年度末には「大通公園のあり方」を策定・公表できる見込みとなった。

「大通公園のあり方」では、まちとともに姿を変えてきた大通公園について、これまでに育まれてきた価値を継承しつつ、新たな魅力と活力をはぐくむ空間へと発展させていくため、「Inclusive Green Corridor ～誰もが思い思いに過ごせるみどりの空間～」というテーマを設定し、「過去と未来」「日常と非日常」「都心のみどりとまちなみ」「一体性と個性」「公共と民間の強み」という 5 つの重ね合わせをコンセプトに設定する予定である。

本業務は、様々な役割と機能が求められる大通公園について、これからの時代にふさわしい象徴空間を目指すため、公園全体の基本計画詳細検討や西 4 丁目の基本設計等を行うものである。

3 対象公園等

(1) 対象公園

- ア 公園名 大通公園
- イ 公園種別 特殊公園
- ウ 公園面積 78,901 m²

エ 所 在 中央区大通西 1～12 丁目

オ 平面図 別添「都市公園台帳現況平面図及び現況測量対象範囲図」を参照

(2) 各業務の対象範囲

ア 現況測量

大通公園 (78,901 m²) と公園を取り囲む道路部分 (約 37,279 m²、市道大通北線・大通南線の東西 2 路線と創成川通から西 13 丁目線までの南北 13 路線、西 1 丁目のさっぽろテレビ塔部分を含む)

※別添「都市公園台帳現況平面図及び現況測量対象範囲図」を参照

イ 樹木調査・診断業務

大通公園 (78,901 m²) 内の高木・中低木・地被類

ウ 基本計画詳細検討

大通公園 (78,901 m²) と公園に隣接する歩道部分 (約 3,872 m²、西 2 丁目から西 12 丁目において公園に隣接する南北の 2 m 歩道)

エ 基本設計

大通公園西 4 丁目 (6650.7 m²) と公園に隣接する歩道部分 (約 380 m²、公園に隣接する南北の 2 m 歩道)

4 業務の内容

本業務は「別紙 1 基本仕様書」及び本項にて説明する(1)から(5)に大別される。

(1) 現況測量

本業務における基本計画詳細検討及び基本設計並びに今後の実施設計等の資料とするため、以下の測量を行う。作業にあたっては、「札幌市公共測量仕様書」及び「札幌市公共測量作業要領」によること。

ア 路線測量 (延長 1.57km、幅 74m)

- ・作業計画：作業内容を確認し、作業計画書を作成するほか、各種準備を行う。
- ・現地踏査：現地の状況把握、作業範囲の確認等のために、現地踏査を行う。
- ・中心線測量：縦横断測量の測点の中心杭を設置する。
- ・縦断測量：設置した中心杭を基準として標高観測等を行い、縦断図を作成する。
- ・横断測量：設置した中心杭を基準として距離及び標高観測等を行い、横断図を作成する。

イ 用地測量 (面積 11.62ha)

- ・作業計画：作業内容を確認し、作業計画書を作成するほか、各種準備を行う。
- ・現地踏査：現地の状況把握、作業範囲の確認等のために、現地踏査を行う。
- ・用地現況測量 (建物等)：現況地物・樹木位置・地形の測定、観測データの整理等を行う。また、調査範囲全体 (公園を取り囲む道路部分を含む) の地下埋設物 (上下水道施設、電気通信施設、地下鉄施設、地下街等) に関する調査・整理も行う。排水桝等の管底高さなどの詳細な調査も実施する。

ウ 図面作成

- ・路線測量及び用地測量の成果を踏まえ、各種図面を作成する。用地境界 (境界

石等)の情報についても図面に反映する。

エ 写真撮影

- ・以下の写真を撮影する。

- ①公園施設のうち分電盤、制御盤、雨水桝、汚水桝、電気ハンドホール、水道メーターボックス、彫刻・記念碑、寄付銘板、花壇、宿根草等（令和5年度大通公園のあり方検討業務の成果品に含まれていない施設）
- ②①以外の各種作工物（道路標識、道路照明、駐輪場、地下鉄施設、地下街出入口等）
- ③基準点（新点設置時のみ、令和6年度大通公園のあり方検討業務の成果品に含まれていない点）
- ④作業状況（安全対策状況を含む）
- ⑤その他担当職員から指示のあるもの

オ 現地作業期間

大通公園では、令和7年（2025年）5月6日（火）以降、さっぽろライラックまつり等の設営が西5丁目～西8丁目で開催され、それ以降も様々なイベントが各丁目で開催される。イベントの開催期間及びその前後の期間は仮設物等が設置され、現地での作業が難しくなるため、イベントの開催予定等を早めに把握し（札幌市から現時点で情報提供可能）、計画的に現地作業を実施すること。とりわけ、西4～8丁目においては、イベントが連続的に開催されるため、留意すること。

(2) 樹木調査・診断

大通公園内の樹木調査・診断を行い、その結果をとりまとめる。また、その調査結果から丁目ごとの樹木や植生の状況について整理し、今後の樹木全体のあり方や個々の取扱いについても考察する。なお、調査・診断に際しては、一般財団法人 日本緑化センターにおいて認定された樹木医が従事すること。

ア 樹木調査・診断

高木約830本（樹高3m以上のイチイ、ライラック含む）について、樹種・樹高・枝張り（進行方向と直角方向）・胸高幹周のほか容姿診断と健全度診断を行い、総合評価を行う。

ア) 容姿診断

調査項目：①樹形、②枝の枯損・折れ、③枝葉の密度、④葉の色・形・大きさ、
⑤病虫害、⑥剪定の状況

【容姿診断の項目と評価基準】

診断項目	樹木の見方	評 価			
		1	2	3	4
樹 形	樹幹の傾斜、曲がり樹冠の状態など全体が望ましい樹形か	望ましい樹形である	幾分乱れている	かなり乱れている	著しく乱れている～崩壊している

枝の 枯損・折れ	枯枝の有無	目立たない	少しある	かなり多い	著しく多い～ 枯死している
枝葉の密度	樹木全体の枝葉 密度のバランスよ いか	よい	幾分悪い	かなり悪い	著しく悪い～ 着葉が見られ ない
葉の色・形・ 大きさ	健全木と比較した 場合	正常	幾分悪い	かなり悪い	著しく悪い～ 枯葉
病 虫 害	病状、害虫の出 現	見られない	幾分被害が 見られる	かなり被害が 見られる	被害が著しい ～枯死、枯死 に近い
剪 定	樹冠を整える剪 定及び剪定痕の 巻き込みが適切 か	剪定の強弱 や巻き込みな どが適切	やや不適	かなり不適	殆ど枝葉がな いなど著しく 不適

【容姿診断の結果基準】

評 価	基 準
1	診断6項目の評価がすべて2以下で、平均点が1.5未満。
2	診断6項目の評価に2以下が多く、平均点が1.5～2.5未満。 ただし、「樹形」または「葉の色・形・大きさ」が3の場合は、評価3とする。これらは景観 と樹勢を左右する因子であるため。
3	診断6項目の評価に3が多く、平均点が2.5～3.5未満。 ただし、倒木や枯死のおそれのある4が1つでもあれば評価4とする。
4	診断6項目の評価に4が多く、平均点が3.5以上、ただし倒木や枯死のおそれのある 4が1つでもあれば評価4とする。

イ) 健全度診断

調査項目：①傷、②腐朽、③その他の項目（キノコ、打音検査、分岐部・付根
の異常、胴枯れなどの病害、穿入痕、鉄棒貫入異常、巻き根、ルー
トカラー、露出根、建築限界への侵入、傾斜）

【健全度診断の項目と評価基準】

診断項目 (主項目)	評 価			
	1	2	3	4
傷	・傷がない ・傷があっても小 さい(1～2 個)	・傷が幾分大きい ・小さい傷が多い ・傷が幾分深い	・傷の広がりか幹周 の 1/3 程度である ・傷の深さが幹径の 1/3 程度である ・傷が生長に影響が ある	・傷の広がりか幹周 の 1/3 以上で、かつ 深さが幹径の 1/3 以上である ・根切れ等により傾 斜が 20 度以上ある ・倒木などの恐れが ある

腐 朽	・腐朽が認められない	・腐朽の広がりや深さが初期段階で、小さく幹の浅い部分にとどまっている	・腐朽の広がりや深さが幹周の1/3程度である ・腐朽の深さが幹径の1/3程度ある ・根株が腐朽している	・腐朽の広がりや深さが幹周の1/3以上で、かつ深さが幹径の1/3以上である～末期的症状である ・根株の腐朽が著しい ・風により倒木などの恐れがある
-----	------------	------------------------------------	---	---

診断項目 (その他の項目)	「あり」又は「なし」の場合に()内に記入する事項
キノコ	予想される種類・位置・程度を記入
打音検査(異常音)	心材部の空洞を判定し、位置と程度を記入
分岐部・付根の異常	亀裂・入皮・開口空洞を判定し、位置と程度を記入
胴枯れなどの病害	胴枯病など病気の種類及び位置と程度を記入
虫穴・虫フン・ヤニ	穿孔虫の種類及び位置と程度を記入
幹を揺らした時の根元の揺らぎ	根元の揺らぎと危険性の程度を記入
鉄棒貫入異常	根株腐朽・空洞などの位置と程度を記入
巻き根	巻き根の程度と切除の可否を記入
ルートカラー	深植えの程度や生育への影響などを記入
露出根	支持根の判定と露出の程度・傷などを記入
建築限界への侵入	建築限界(車道側は高さ4.5m、歩道側は高さ2.5m)に幹や枝が出ていれば記入
不自然な傾斜	傾斜の原因や危険性の程度を記入

【健全度診断結果の判断基準】

健全度の診断結果は、「傷」と「腐朽」の主項目の評価の組み合わせ、並びに「その他の項目」である「キノコ」～「不自然な傾斜」の各因子を総合して決定する。判断基準の具体例や留意事項は以下のとおり。

- ・傷と腐朽がともに1でも、その他の項目が一つでも該当すれば診断結果は2以上となる可能性が高い。
- ・腐朽が2でも、ベッコウタケがある場合などは、診断結果は3以上となる可能性が高い。
- ・傷と腐朽がともに3でも、不自然な傾斜により倒木の恐れがあるなど危険な場合は、診断結果は4となる。
- ・傷が4、腐朽が1、その他の項目に該当しない場合は、診断結果は3になる可能性がある。

ウ) 総合評価

容姿診断と健全度診断の結果を総合的に判断し、次の3段階に分けて評価す

ること。処置の要否についても考察し、処置が必要な場合にはその内容についても整理すること。

評 価	基 準
1 健 全	・容姿診断「1」～「2」（診断6項目に「3」がなく、平均点が2.0未満の場合） ・健全度診断「1」
2 要観察	・容姿診断「2」～「3」（診断6項目の平均点が2.0以上の場合） ・健全度診断「2」～「3」 ※腐朽の位置などにより倒木の危険があるものは「3」とする。
3 危 険	・容姿診断「4」 ・健全度診断「4」 ・ただし、診断結果に関わらず、次の理由で倒木の危険がある場合は「3」とする。 ①腐朽の位置から倒木や幹折れにつながるもの ②根株腐朽が著しく進んでいるもの ③根元が揺らぎ放置すれば倒木する恐れがあるもの

イ 診断カルテの作成

調査木ごとに診断カルテ（様式1）を作成する。様式1、2ともに記入例を参考に記載する。

ア) 調査・診断・評価項目

各項目について記入すること。樹種名は標準和名とし、全角カタカナ表記とすること。

イ) 写真

様式1に調査木の全景写真を添付する。写真は業務期間において緑量の多い時に撮影したものを添付すること。様式2の詳細写真は、総合評価「2」及び「3」の場合は必ず添付すること。

ウ) 模式図

傷や腐朽などの状況を図示する。総合評価「3」の場合は、様式2の側面図・断面図・診断概要図を必ず記載すること。総合評価「2」の場合は、様式2の側面図・断面図を記載すること。なお、切除を要する危険な枯れ枝や樹木傾斜、スズメバチの巣などがある場合は、総合評価に関わらず診断概要図にその位置などを図示すること。

エ) 所見欄

容姿診断結果（樹形や病虫害等）、健全度診断結果（傷や腐朽）の原因や対策を記載する。次に、総合評価の所見を記載する。特に、枯れ枝など除去する必要がある枝を記載する。なお、「3」と判断された樹木のうち、樹冠や根株の損傷、腐朽が末期的症状になるまで進み、そのため健全度が少なく、倒伏の危険性がかなり高い樹木は、カルテに「伐採が望ましい」との所見を記入すること。総合評価「2」以上の場合は所見を必ず記入すること。

ウ 植栽図の作成

ア) 樹木の健全度を示す樹木植栽図の作成

樹木の位置を平面図上に落とし込み、健全度（健全（緑）、要観察（黄色）、やや危険（赤）、危険（黒））が分かるように色分け等をして表示する。また、樹木密

度を 10m メッシュで算定する。

中低木（約 1,000 本）、バラ（約 1,200 株）、宿根草については、樹種・樹高（草丈）・葉張り・概ねの面積、株数等をゾーンごとに調査・整理する。

イ) 樹冠投影図の作成

樹木調査結果をもとに、樹木の樹冠及び植栽状況についてまとめ、現況の緑被率を算出する。樹冠の重なり具合を確認し、うっ閉状況を分析する。

ウ) 樹木植栽図及び樹冠投影図の重ね合わせ

樹木植栽図及び樹冠投影図を重ね合わせ、丁目ごとの特徴を分析する。

エ) 透視具合の確認

視点場を地上 1.5m の高さに設定した場合のうっ閉状況（樹幹や枝葉の重なり）についても分析する。

エ 現地作業期間

令和 7 年（2025 年）5 月から 7 月下旬を目途とする。

(3) 基本計画詳細検討

大通公園西 1 丁目から西 12 丁目について、「大通公園のあり方」等に基づいた基本計画詳細検討を行う。なお、令和 6 年度に基本計画の概略検討を行っていることから、この成果も踏まえた検討を行うこととする。

ア 現況調査及び敷地分析

これまでに行った地物調査等の結果を踏まえ、詳細な調査と分析を行う。周辺の土地利用状況、都心における今後のまちづくりの方向性、現在の公園の利活用状況などについても把握・整理し、敷地分析に活かす。なお、各施設の利用状況の把握や必要な施設規模の検討に際しての参考情報を得るため、発注者が以下の団体にヒアリングを行う予定である。ヒアリング結果については、その都度情報提供を行うが、可能な範囲でヒアリングへの同席を検討すること。

- ・大通公園指定管理者
- ・大通花壇推進組合
- ・花壇ボランティア団体
- ・観光ガイドボランティア団体
- ・イベント運営者 ほか

イ 施設配置計画

「大通公園のあり方」や大通公園・中島公園あり方検討会（令和 5～6 年度）の議事録、これまでの成果品、本業務で得られた成果等を踏まえながら、具体的な施設の配置・規模・機能・形態について検討する。

ウ 基本計画図の作成

公園全体の平面図（12 丁目全体を 1 枚の平面図として整理したもの）、丁目ごとの平面図等を作成する。大通公園の周辺は土地利用が一様ではなく、丁目により公園の利活用の状況も異なることから、これらのことも踏まえながら、以下の要素についての整理も行い、各種図面を作成する。

- ・空間計画

丁目ごと、ゾーニングエリアごとに、求められる空間の役割を整理した上で、コンセプトを検討する。

- ・ 景観計画

様々な視点場からの景観について検討するほか、遠景・中景・近景といった観点からも検討し整理する。

- ・ 植栽計画

樹木の密度、樹種、樹高・葉張りなどの設定から、四季を通じてみどりを感じることができるような高木、中低木、地被類、芝生等の配置を丁目ごとに検討する。また、利用頻度の高い公園であるため、植物が健全に生育するための植栽基盤や根系保護等の検討を行う。

- ・ 環境計画

雨水貯留や雨水浸透をはじめとしたグリーンインフラや環境性能向上のための機能について検討する。

- ・ 施設計画

「4(2) 樹木調査・診断」の結果を踏まえ、みどり豊かなこいの空間を維持・継承しながら、樹林環境の改善、周辺街区との調和、機能や使われ方の変化による快適性の向上等について考慮した施設配置を検討する。

特に、西3丁目と西4丁目の噴水については、象徴的な施設であることから、歴史的な経緯等も踏まえながら、デザインの検討を行う。

路盤の凍上や給排水施設の凍結、イベント時の大型車両の進入などに配慮すること。また、既存施設の活用や発生材の再利用による工事費縮減の検討、使用資材に係る材質ごとの経済比較等についても実施すること。

エ 概算工事費の算出

基本計画図を基に概算工事費の算出を行う。

オ 鳥瞰図及び透視図の作成

決定した内容に基づき、公園全丁目及び各エリアについて、立体図として作成する。視点場の位置等については、担当職員と協議の上、決定する。

カ 基本計画説明書の作成

基本計画の内容及び上記検討資料についてまとめた報告書を作成する。

キ 管理運営方針の検討

現状の指定管理費や光熱水費などを基に、再整備後に想定される維持管理費や修繕費を算出する。また、利用者サービスの向上や維持管理の省力化に向けた ICT の導入や、民間活力導入の可能性等、持続可能な管理運営に資する取組について検討する。

ク 検討期間

令和7年（2025年）11月末を目途に基本計画詳細検討を行うこと。

なお、中間報告として、令和7年（2025年）9月末までに基本計画平面図（素案）と概算工事費（概算）等を取りまとめること。

(4) 基本設計

大通公園西4丁目について、基本計画詳細検討を踏まえた基本設計を行う。当該

エリアは、大通西4南地区市街地再開発組合（以下、「再開発組合」という。）により実施設計・工事が行われる予定であるため、再開発組合との調整を密に行いながら、基本設計を行うことになる。

ア 細部検討

基本設計は、実施設計の指標を明確にする作業である。設計作業にあたっては前提条件（上位計画、大通公園あり方検討、「4(3) 基本計画詳細検討」の成果等）を十分に掌握し、その細部について検討すること。

イ 諸施設の検討及び設定

細部検討の結果に基づき、個々の施設について位置、規模及び内容を検討し、その概略構造を設定する。

ウ 基本設計図の作成

公園の完成時の姿を表すとともに、構成する施設やその施工についての概要を示すものである。構造物、植栽、地形等表面に現れるものを図示した計画地全体の平面図によるものとし、各施設の名称、規模、内容、数量等について説明を加える。平面図で表現できない地下埋設物や造成高等については、別途図面化を行う。また、平面図では詳細を示せないものについては、別途、部分平面図、概略構造図、断面図、模式図等の作成を行う。

エ 概算工事費の算出

基本設計時点の概算工事費の算出は、実施計画を立てる基となるものであることから基本計画より精度の高い工事費を算出しなければならない。

基本計画詳細検討による概算工事費を基に、国土交通省が示す公園緑地工事工種体系に準じ、算出すること。

オ 鳥瞰図及び透視図の作成

決定した内容に基づき、公園全体及び各エリアについて、基本設計段階での立体図として仕上げる。視点場の位置等については、担当職員と協議の上、決定する。

カ 基本設計説明書の作成

基本設計の内容及び上記検討資料についてまとめた報告書を作成する。

大通公園で行われるイベントや再開発組合側の事業スケジュール等も踏まえながら、工程計画を整理する。

キ 検討期間

令和8年（2026年）2月末までを目途に基本設計を行うこと。

(5) 打合せ

本業務に関する打ち合わせは、業務着手時、中間8回、成果品（報告書）提出時に行うこととし、必ず業務主任者が立ち会うこと。また、上記打合せ以外にも、市が必要と判断した場合は、打合せに応じること。

5 履行期間

契約締結の日から令和8年（2026年）3月27日（金）まで

6 成果品

詳細については「4 業務の内容」を参照すること。

- (1) 業務報告書（測量成果図書を含む）：本書・資料編 A4 判製本（図面等 A3） 2 部
- (2) 業務報告書概要版：A3 判カラー 4 枚程度 2 部
- (3) 電子データ：PDF 及び AutoCAD、Word、Excel、PowerPoint 等作業可能な形式

7 提供資料一覧

下表の他、必要に応じ資料を追加する。なお、本プロポーザル公募期間中に提供を希望する者は「17 問い合わせ先」まで連絡すること。当該資料の取扱いに際しては、守秘するものとし、本プロポーザルの目的以外には使用しないこと。

資料名
・令和 5 年度 大通公園のあり方検討業務 報告書 （あり方検討会資料、地物概要調査、イベント占用物調査を含む）
・令和 6 年度 大通公園のあり方検討業務 報告書 （あり方検討会資料、4 級基準点測量・3 級水準点測量三次元地上レーザー計測成果を含む）

※令和 6 年度業務は、現在履行中であるため、本プロポーザル公募期間中の提供資料は報告書の一部となる。

8 業務規模

53,000 千円を上限額とする（消費税及び地方消費税 10%を含む）。

※上記金額は規模を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

※本業務は令和 7 年度当初予算成立を前提とした年度開始前の準備手続であり、市議会において当初予算案が否決された場合、契約を締結できないことに留意願う。

9 参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 令和 6・7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（工事・建設関連サービス・道路維持除雪）において、業種が大分類「建設関連サービス業」、中分類「建設関連調査サービス業」に登録されていること。
- (6) 令和 6・7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（工事・建設関連サービス・道路

維持除雪)において、コンサルタント登録状況が「造園部門」又は「都市計画及び地方計画部門」に登録されていること。

- (7) 国又は地方公共団体が発注した都市基幹公園及びそれに類する規模の公園・緑地に関する基本計画等の策定業務を元請として履行した実績(平成27年度以降に履行完了したものに限る)を有すること。

10 企画提案を求める項目

- (1) 本業務に取り組む上での視点等について

「大通公園のあり方」、「札幌市都心のみどりづくり方針」や「札幌都心はぐくみの軸強化方針」等の関連計画、近年の社会経済動向を踏まえ、本業務に取り組む上での全体的な視点や特に重要と考えられる点、留意すべき点等を挙げ、大通公園に求められる様々な役割を実現するために、どのように質の高い成果を得ていくのかについて提案すること。

- (2) 執行体制及び業務スケジュールについて

本業務の着実な遂行にあたっては、過年度業務成果や本業務での調査結果等を短期間で効率的に整理する必要がある。本業務を履行する上での執行体制及びスケジュールを提案すること。

- (3) 現況測量について

イベント開催等により現地作業に制約がある中で、円滑に測量を実施していくための工夫や実施体制について提案すること。

- (4) 樹木調査・診断について

樹木調査・診断(現地作業)の結果を踏まえ、今後の樹木全体のあり方や個々の樹木の取扱いを考察する際に重要と考える点や検討手法について提案すること

- (5) 基本計画詳細検討について

「大通公園のあり方」は、再整備に向けた基本構想に相当するものとして、大きな方向性や考え方を整理したものであるが、基本計画の策定に向けては、様々な視点からの検討や各種制約条件のクリアが必要である。また、『歴史性・地域性』と『将来性・国際性』、『いこい(日常)』と『にぎわい(非日常)』などの相反する要素の重ね合わせを具現化する必要がある。加えて、整備費・維持管理費の削減や環境への配慮についても重要な命題である。このような与条件を満たしながら質の高い空間整備を実現させる案を整理することは難度の高い検討となる。

以上のことを踏まえ、基本計画詳細検討の設計アプローチ手法について提案すること。また、現時点で考えられ得る概略的な基本計画図のイメージ(ゾーニング図や代表的な箇所(平面図・断面図・イメージ図等)について提案すること(文章や図表、イメージ図、写真等を用いて簡潔な表現を心掛けること。既往の成果や他都市の事例等を引用し提案しても差し支えない)。

- (6) 基本設計について

「4(3) 基本計画詳細検討」の成果を踏まえ、西4丁目の基本設計を実施するが、再開発組合との調整を図りながら、短期間でこれを取りまとめる必要があるため、円

滑な調整プロセスや調整手法について提案すること。また、噴水に関する機能やデザインの検討プロセスと検討手法についても提案すること。

(7) 独自提案事項について

本業務を実施するにあたり、提案者が必要、効果的と考える独自提案があれば提案すること。

11 申込方法

(1) 提出物

正本は、以下のア～オの構成で一式とし、1部提出すること（提出にあたっては、一式を左肩一箇所でホチキス留めすること）。

副本は、以下のイ～オの構成で一式とし、10部提出すること（提出にあたっては、一式をゼムクリップで留めること。ホチキスは使用しないこと）。

なお、いずれの場合も特別な製本、折込等はしないこと。また、用紙の規格、枚数、様式等は厳守すること。

ア 参加意向申出書(A4 縦、1 枚、様式 1)

イ 業務従事者一覧(A4 縦、片面印刷、必要枚数、様式 2)

ウ 類似業務等実績一覧(A4 縦、片面印刷、必要枚数、様式 3)

エ 業務体制の概要及び実施方法(A4、片面印刷、必要枚数、様式 4)

オ 企画提案書(A3 横、片面印刷、2 枚程度、様式自由)

(2) 提出方法及び提出先

郵送又は持参にて以下に提出すること。

〒060-0051 札幌市中央区南 1 条東 1 丁目大通バスセンタービル 1 号館 6 階
札幌市役所 建設局 みどりの推進部 みどりの推進課

(3) 提出期限

令和 7 年（2025 年）2 月 28 日（金） 17：15【必着】

(4) 提出書類の入手方法

様式については、札幌市公式ホームページにてワードデータを公開する。

【札幌市公式ホームページ】

<https://www.city.sapporo.jp/ryokuka/nyuusatsu/keiyakujouhou/ippan-koubo/index.html>

(5) 提出書類の記載にあたっての注意事項

記載にあたっては、以下の事項に留意すること。

ア 業務従事者一覧について

(ア) 今回の業務を受託する場合に、実務に携わる者を記載すること。

(イ) 委託の相手方として選定された場合、業務を進めるにあたって他の会社(者)の協力が予定されている場合についても記載すること。

(ウ) 本業務について全般的かつ総合的な役割を担う総括責任者 1 名を明記すること。

(エ) 業務実施中、札幌市との打合せ等の際に常に参加するなど札幌市との窓口と

なる実務従事者の氏名の後ろには（○）を付けること。

イ 類似・関連業務等実績一覧について

国又は地方公共団体が発注した都市基幹公園及びそれに類する規模の公園・緑地に関する基本計画等の策定業務など、本業務に活かすことができると考える類似・関連業務を履行した実績について差し支えない範囲で具体的に記載すること。

なお、これまでの実績で特筆すべきものがあれば企画提案書に詳細に記載してもよい。ただし、その場合も企画提案書の枚数の追加は認めない。

ウ 企画提案書について

（ア） 企画提案は具体性をもって、簡潔かつ明瞭に記載すること。

（イ） 提出された企画提案書等は返却しない。

(6) 参考資料

ア 第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン

<https://www.city.sapporo.jp/kikaku/vision/vision2/index.html>

イ 第2次都心まちづくり計画

<https://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/plan/toshin2.html>

ウ 大通及びその周辺のまちづくり方針 ―札幌都心はぐくみの軸強化方針―

<https://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/plan/hagukumi.html>

エ 第4次札幌市みどりの基本計画

<https://www.city.sapporo.jp/ryokuka/keikaku/23kihonkeikaku/index.html>

オ 札幌市都心のみどりづくり方針

<https://www.city.sapporo.jp/ryokuka/keikaku/toshinnomidoridukurihoushin.html>

カ 大通公園・中島公園あり方検討会

<https://www.city.sapporo.jp/ryokuka/midori/arikatakentoukai.html>

12 質疑

(1) 質問方法

質問がある場合は、質問受付期間内に、所定の質問書（様式5）に質問の要旨を簡潔に記入し、札幌市建設局みどりの推進部みどりの推進課宛に FAX 又は電子メールで送信すること。

電子メールのタイトルは「大通公園基本計画詳細検討ほか業務に関する質問」とし、令和7年（2025年）2月21日（金）12:00まで受け付けるものとする。

・FAX：011-211-2523

・送付先電子メールアドレス：midori-suishin-keikaku@city.sapporo.jp

(2) 質問に対する回答

回答は電子メールにて行う。また、公平を期すため、公開する必要があると認める場合は、質問と回答の要旨をホームページにて公開する。

13 選定方法について

企画提案は、札幌市の関係部局の職員などからなる「大通公園基本計画詳細検討ほか業務」企画競争実施委員会（以下、「実施委員会」という。）において、後述「14 評価基準」により(1)、(2)のとおり審査を行い、最も優れた企画提案者を選定する。

(1) 一次審査

- ア 提出書類による書類審査を行う。
- イ 一次審査通過の企画提案は、総合的に評価を行い、3件程度とする。
- ウ 一次審査の結果は、確定後直ちに企画提案者全員に文書で通知する。
- エ 応募件数が3件程度以下の場合は一次審査を省略する。この場合は、提出者全員に別途連絡する。なお、応募件数が1件の場合、最終審査において最低基準点以上であれば最も優れた企画提案者として選定する。

(2) 最終審査

- ア 一次審査を通過した企画提案に対し、ヒアリングを実施する。
- イ 出席者は総括責任者を含む最大3名までとする。
- ウ ヒアリングは1者30分（説明20分、質疑10分）を想定し、順次個別に行う。
説明については、企画提案書に基づいて行うこととし、資料の追加配布及びプロジェクタ等の機器の使用は認めない。
- エ ヒアリングの詳細については、別途通知する。
- オ ヒアリングの結果は、速やかに企画提案者全員に対し、文書により通知する。

(3) 契約の相手方について

- ア 契約の相手方は、上記審査によって選定された者との間で、随意契約により行うことを原則とする。その手続きについては、札幌市契約規則による。
- イ 選定された者との交渉が不調に終わった場合、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。
- ウ 企画提案にあたり、虚偽の記載など不正とみなされる行為を行った場合には、契約の相手方としない場合がある。
- エ 契約候補者が提案書類に記載した事項の変更は、原則として認めない。
- オ 本市が定める「個人情報取扱安全管理基準」に適合しているかを確認するので、契約締結の前に「個人情報取扱安全管理基準適合申出書」に必要な書類を添付して提出すること。

(4) 審査スケジュール（予定）

- ア 一次審査（書類審査） 令和7年（2025年）3月7日（金）
 - イ 最終審査（ヒアリング） 令和7年（2025年）3月17日（月）
- ※上記スケジュールは変更となる場合がある。

14 評価基準

- (1) 審査は下表に示す審査項目による総合点数方式とする。評価基準点は「5点：特に優れている 4点：優れている 3点：普通 2点：やや不十分 1点：不十分」とし、「評価基準点×係数」により評価点を求めるものとする。満点の6割を最低基準点と定める。

- (2) 一次審査においては、最低基準点以上の者のうち、実施委員会委員の評価の合計点数が高い順に通過者を決定する。
- (3) 最終審査においては、一次審査の結果は持ち越さないものとし、最低基準点以上の者のうち、実施委員会委員の評価の合計点数が最も高い提案者を契約候補者とする。合計得点が同点となった場合は、評価の視点(1)と(5)と(6)の合計得点が高かった企画提案に決定し、それでもなお同点となる場合は実施委員会の協議により決定する。
- (4) 企画提案への参加者が1社（者）となった場合は、合計得点が最低基準点に満たない場合は不採択とする。

評価の視点		係数	配点
(1) 本業務に取り組む上での視点等について			20 点
・本業務に取り組む上での全体的な視点や特に重要と考えられる点、留意すべき点等が適切に提案されているか。	2		(10)
・上記の視点等を踏まえ、質の高い成果を得ていくための効果的なプロセスや手法等が提案されているか。	2		(10)
(2) 執行体制及び業務スケジュールについて			10 点
・業務の実施に無理がなく、適切かつ有効な執行体制及びスケジュールが提案されているか。	2		
(3) 現況測量について			5 点
・円滑に測量（現地作業）を実施していくための工夫や実施体制が適切に提案されているか。	1		
(4) 樹木調査・診断について			10 点
・今後の樹木全体のあり方や個々の樹木の取扱いを考察する際に重要と考える点や検討手法が適切に提案されているか。	2		
(5) 基本計画詳細検討について			25 点
・的確かつ効果的な設計アプローチ手法が提案されているか。	3		(15)
・概略的な基本計画図のイメージについて、適切かつ有用な提案がされているか（的確性や構想力・発想力の観点から評価する）。	2		(10)
(6) 西4丁目基本設計について			20 点
・再開発組合との円滑な調整プロセスや調整手法が適切に提案されているか。	2		(10)
・噴水に関する機能やデザインの検討プロセスと検討手法が適切に提案されているか。	2		(10)
(7) 独自提案事項について			10 点
・独自提案が、業務の目的を達成するにあたり有効なものとなっているか。	2		
合計			100 点

15 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をし、その他不正の行為をした者
- (2) 本要領に定める手続以外の手法により、実施委員会の委員及び市職員から助言、援助その他審査の公平を疑われるような行為を受けた者又は当該行為を求めた者
- (3) 本プロポーザルの手続期間中に参加停止を受けた者
- (4) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本要領及び各様式の留意事項に適合しなかった者
- (5) 審査の公平性を害する行為を行った者
- (6) その他、本要領等に定める手続、方法等を遵守しない者

16 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用については参加者及び提案者の負担とする。
- (2) 提出書類の著作権は、各提案者に帰属する。
- (3) 提出書類は、原則として公開しない。ただし、本プロポーザルの実施に必要な場合、提出書類等を札幌市が利用することを許諾することとする（複製を含む）。
- (4) 提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加は認めない。
- (5) 業務従事者一覧に記載された総括責任者は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、変更することができない。
- (6) 入選者は、その後の委託業務の遂行に必要な場合、提出書類等を札幌市が利用することを許諾することとする（複製の作成を含む）。
- (7) 札幌市が提供した資料は、札幌市の了解なく公表、使用することができない。
- (8) 本業務に係るデザイン、意匠、著作権及び業務に付随して発生する全ての権利は札幌市に帰属し、本市の許可なく無断で使用、情報提供等を行うことを禁ずる。また、本業務に関連して得られた個人及び企業情報等の全てについて、本市及び当該個人並びに当該企業の代表者の許可なく第三者に情報提供あるいは情報を漏らすことを禁ずる。
- (9) 提出された企画案その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例（平成 11 年条例第 41 号）に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

17 問い合わせ先

〒060-0051 北海道札幌市中央区南 1 条東 1 丁目大通バスセンタービル 1 号館 6 階
札幌市建設局みどりの推進部みどりの推進課
担当：吉野・東谷 TEL：011-211-2533 FAX：011-211-2523

都市公園台帳現況平面図及び現況測量対象範囲図

別添



凡 例	
○	汚 水 枡
□	雨 水 枡
⊖	制 水 枡
Ⓜ	マンホール
石 積 (傾)	石 積 (傾)
石 積 (直)	石 積 (直)
コンクリート擁壁 (傾)	コンクリート擁壁 (傾)
コンクリート擁壁 (直)	コンクリート擁壁 (直)
ブロック (傾)	ブロック (傾)
ブロック (直)	ブロック (直)
ブロック塀	ブロック塀
板 塀	板 塀
生 垣	生 垣
金 網 柵	金 網 柵
鉄 柵	鉄 柵
投 光 器	投 光 器
照 明 灯	照 明 灯
北 電 柱	北 電 柱
電 話 柱	電 話 柱
街 路 灯	街 路 灯
消 火 栓	消 火 栓

凡例

現況測量

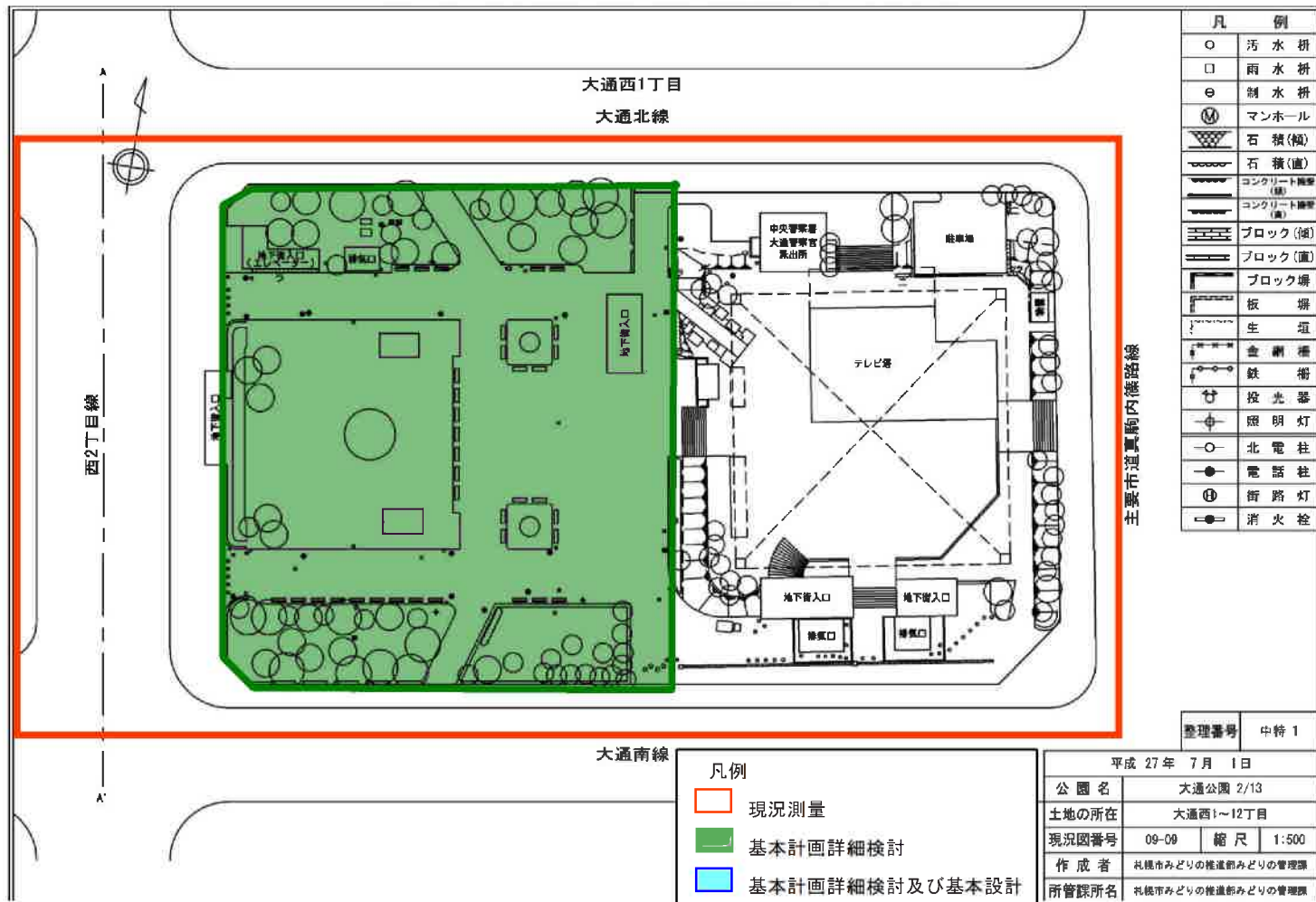
基本計画詳細検討

基本計画詳細検討及び基本設計

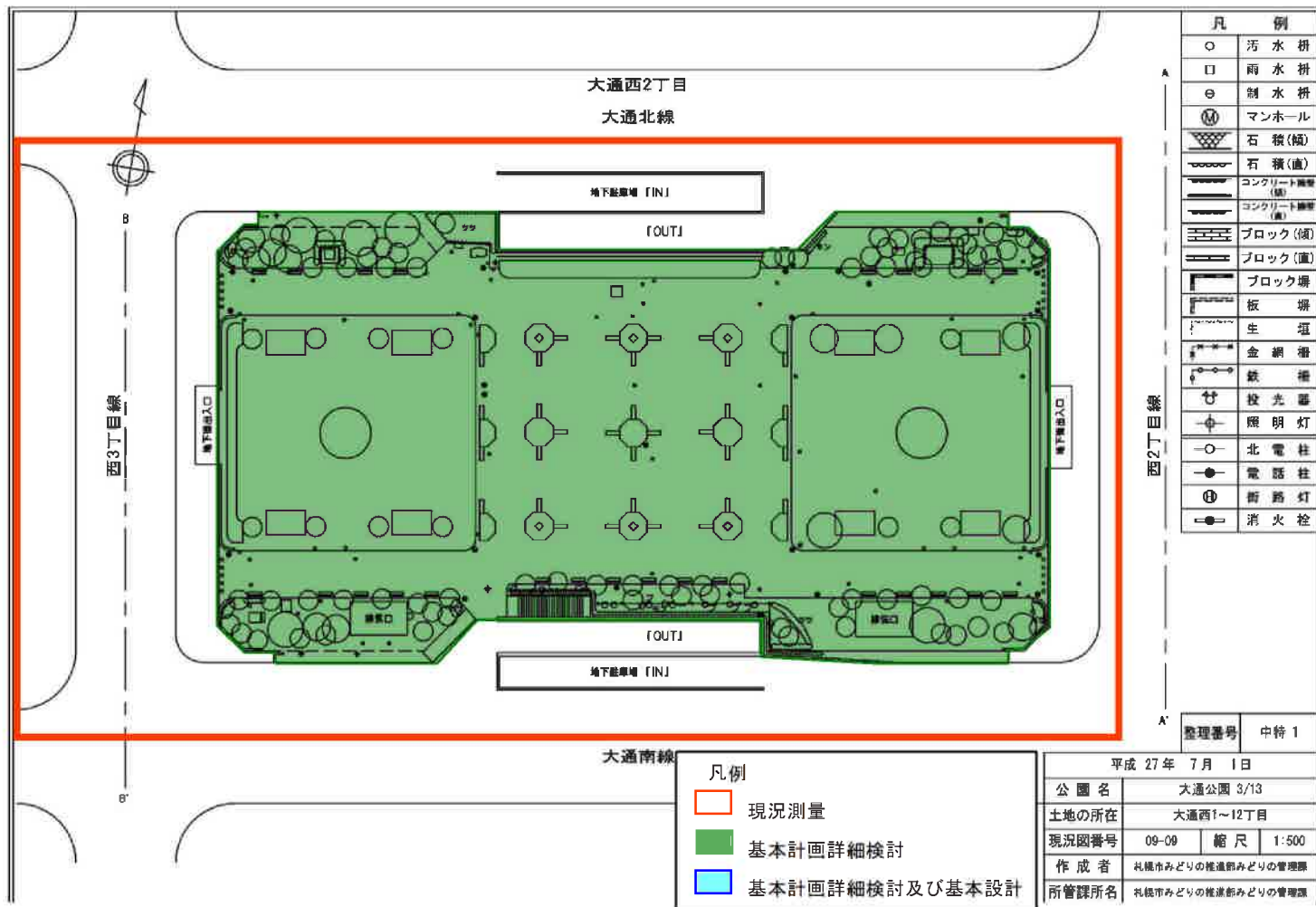
整理番号	中特 1
------	------

平成 27 年 7 月 1 日			
公 園 名	大通公園 1/13		
土地の所在	大通西1～12丁目		
現況図番号	09-09	縮 尺	1:6000
作 成 者	札幌市みどりの推進部みどりの管理課		
所管課所名	札幌市みどりの推進部みどりの管理課		

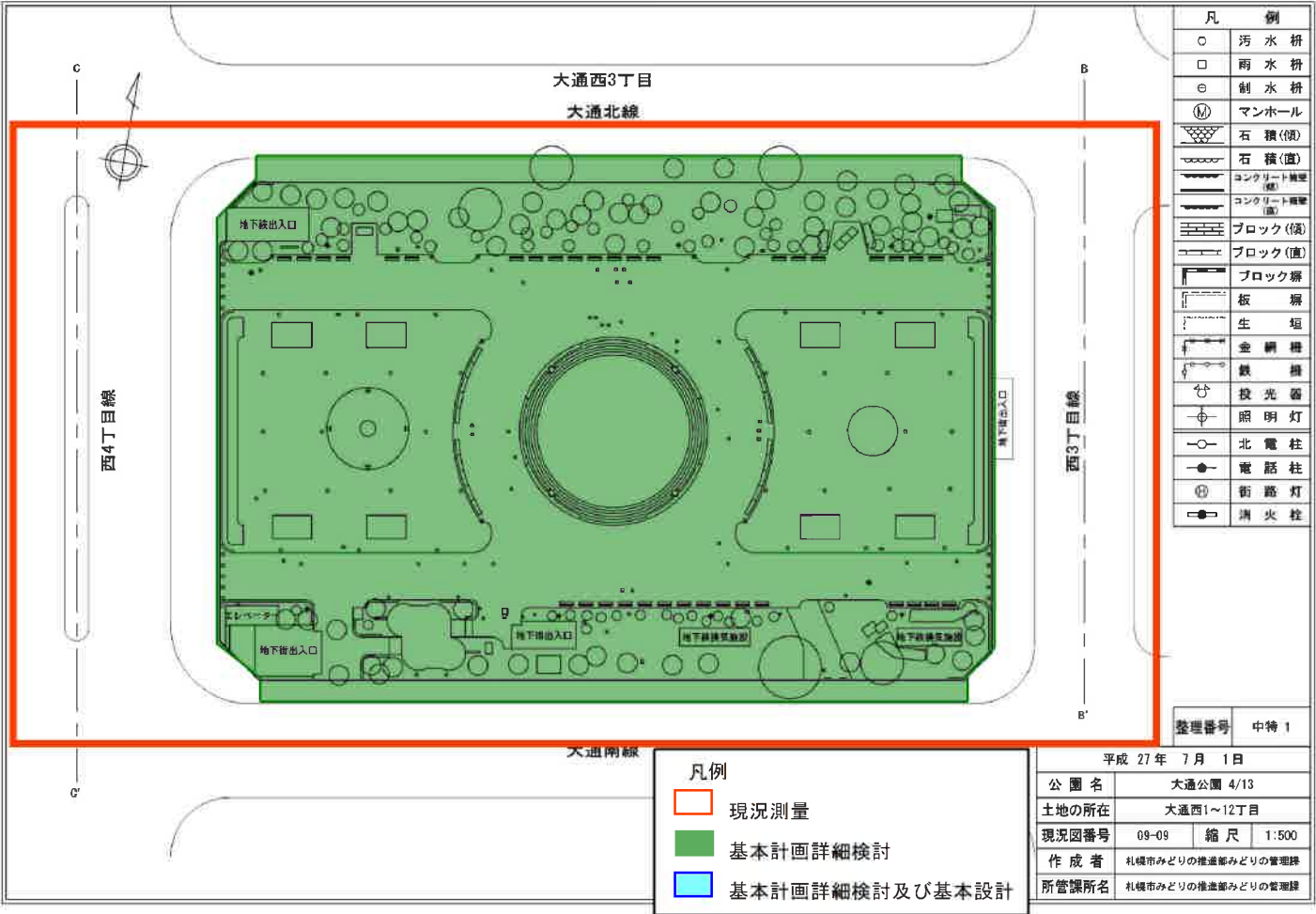
都市公園台帳現況平面図及び現況測量対象範囲図



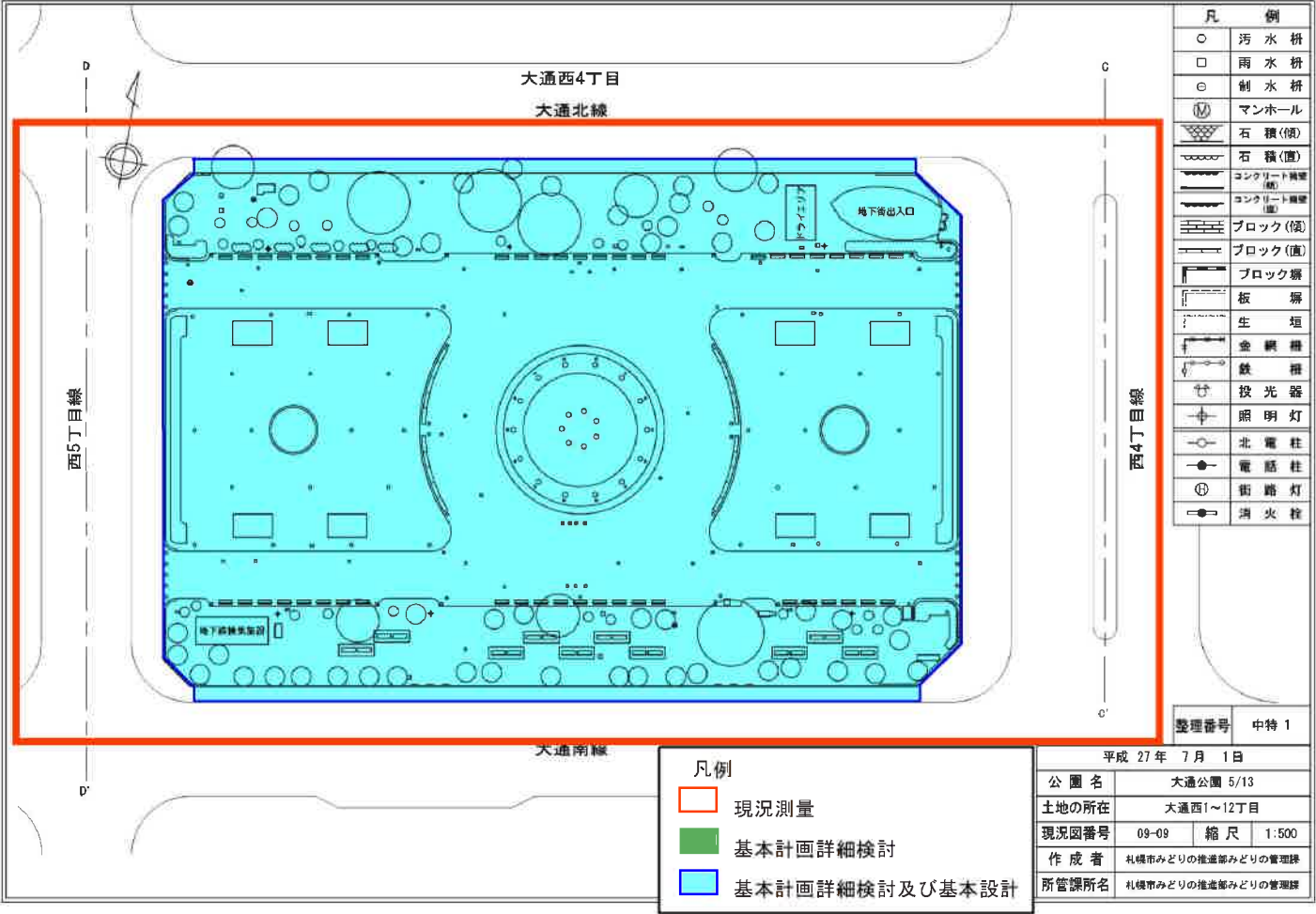
都市公園台帳現況平面図及び現況測量対象範囲図



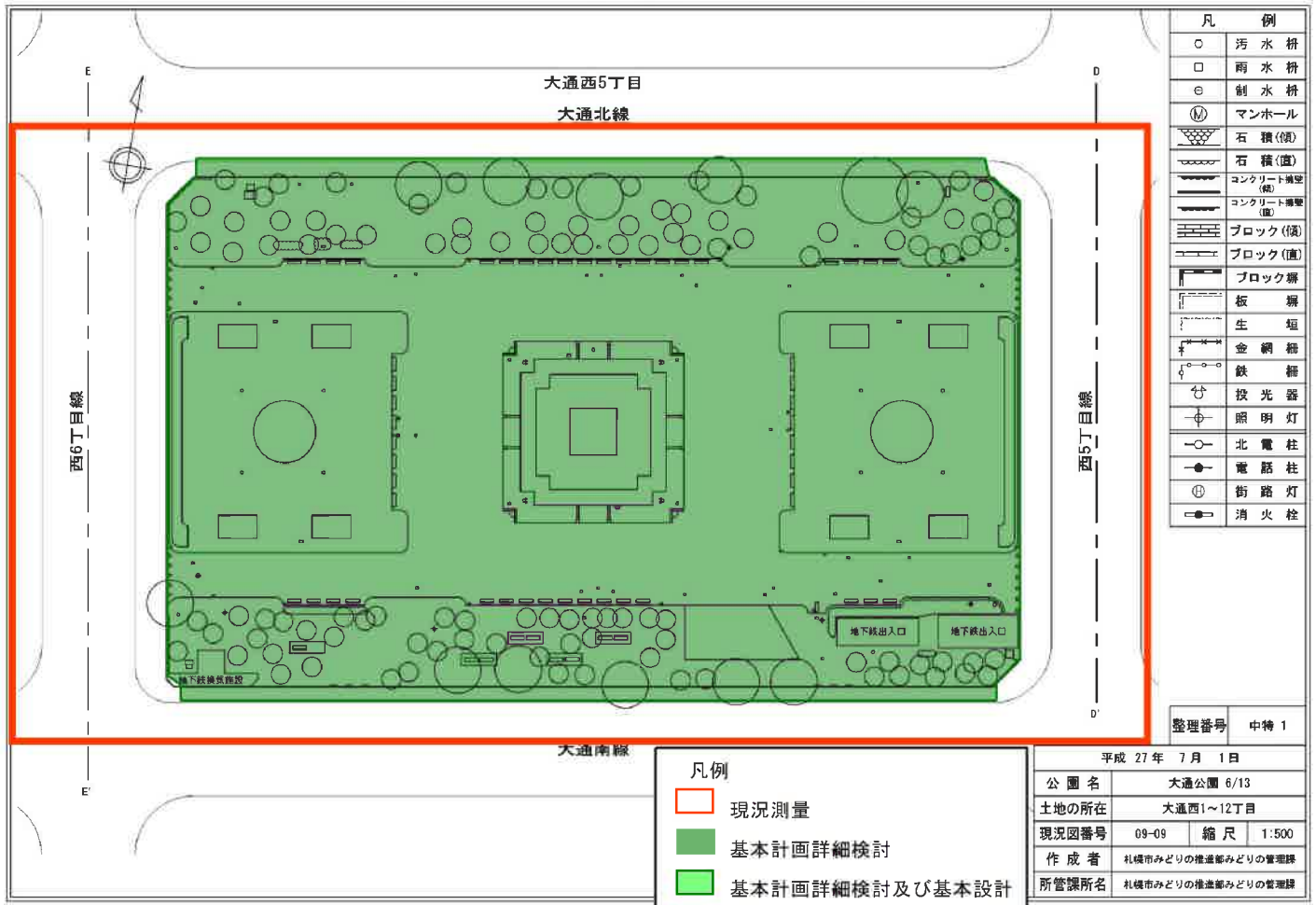
都市公園台帳現況平面図及び現況測量対象範囲図



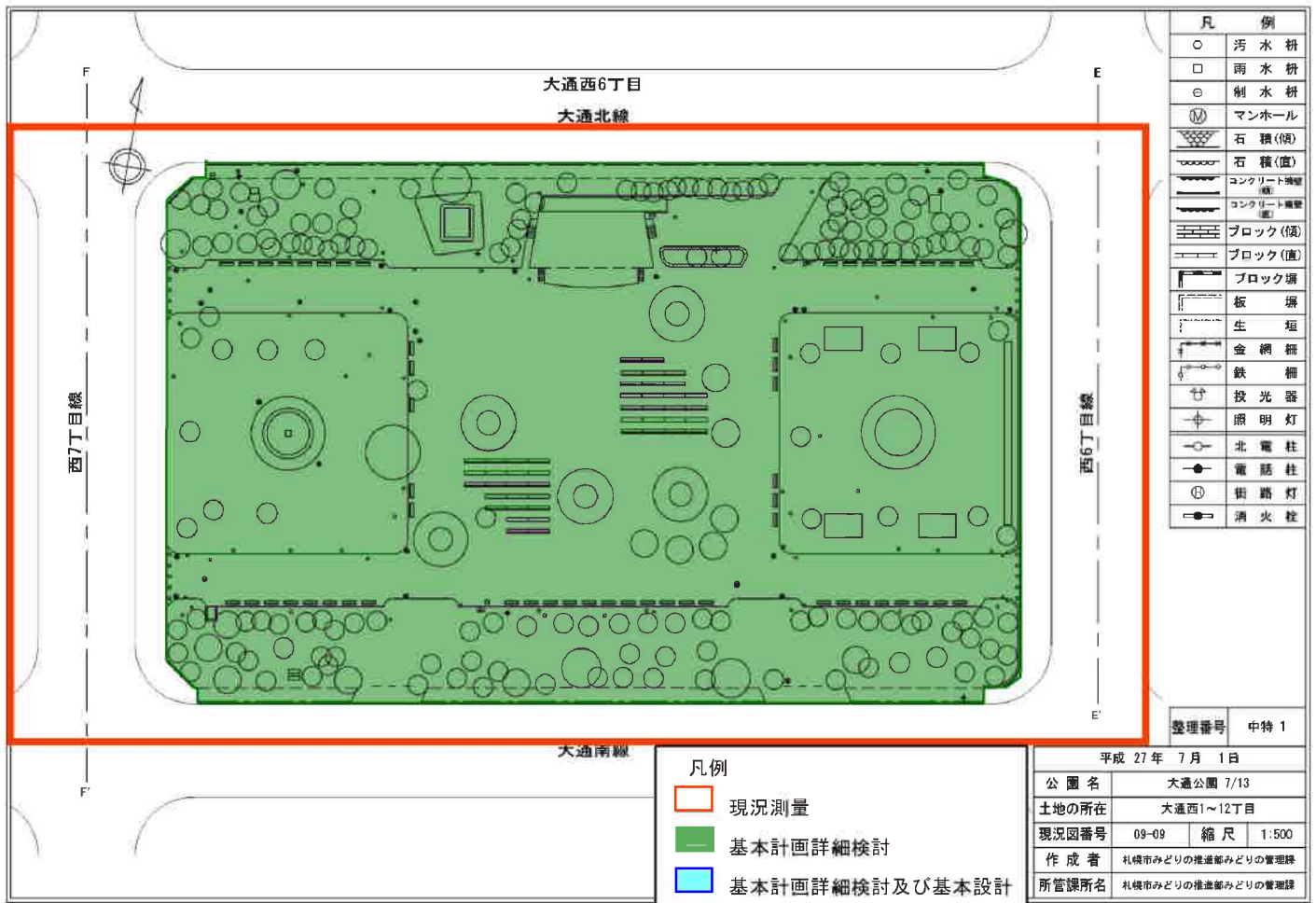
都市公園台帳現況平面図及び現況測量対象範囲図



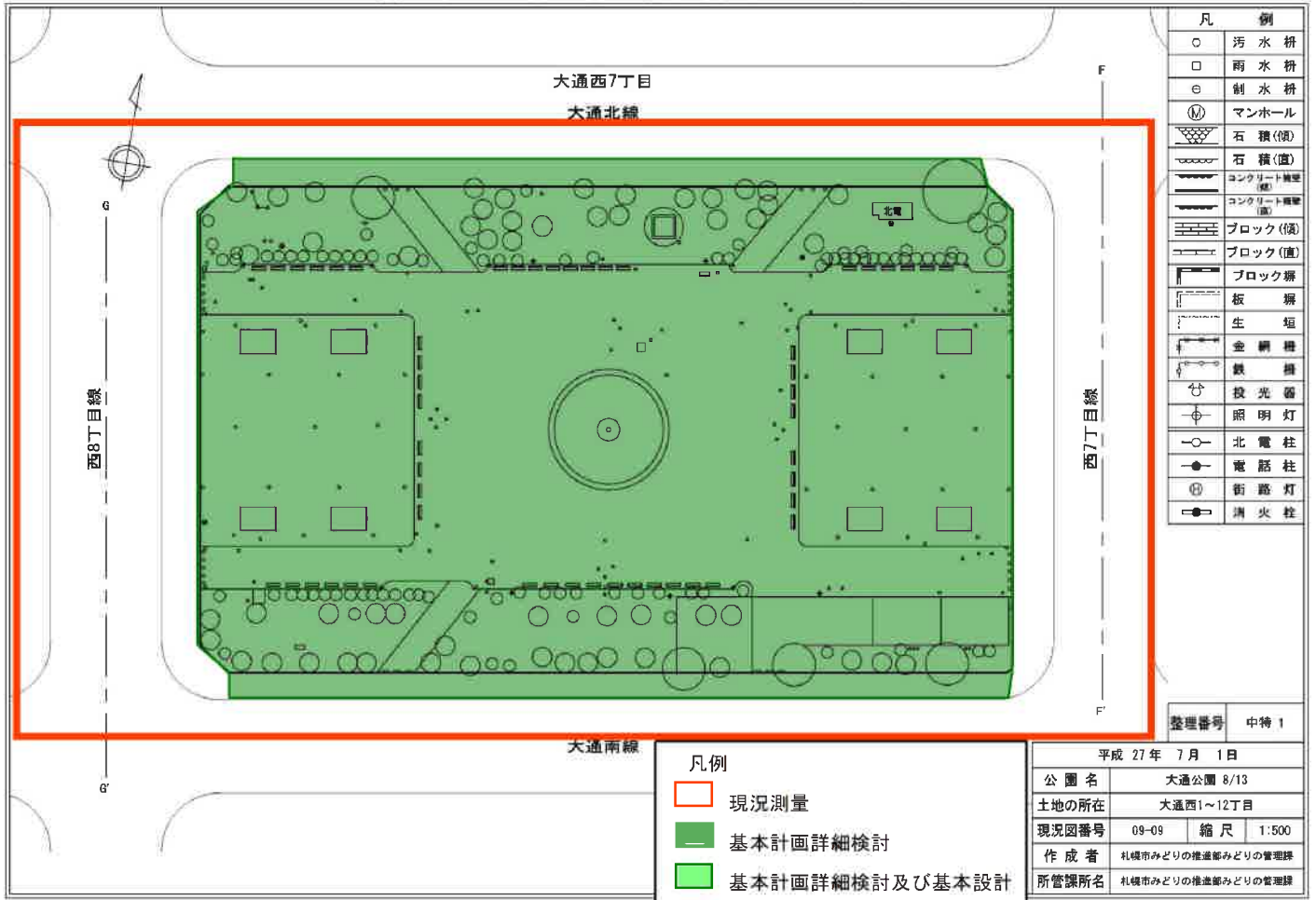
都市公園台帳現況平面図及び現況測量対象範囲図



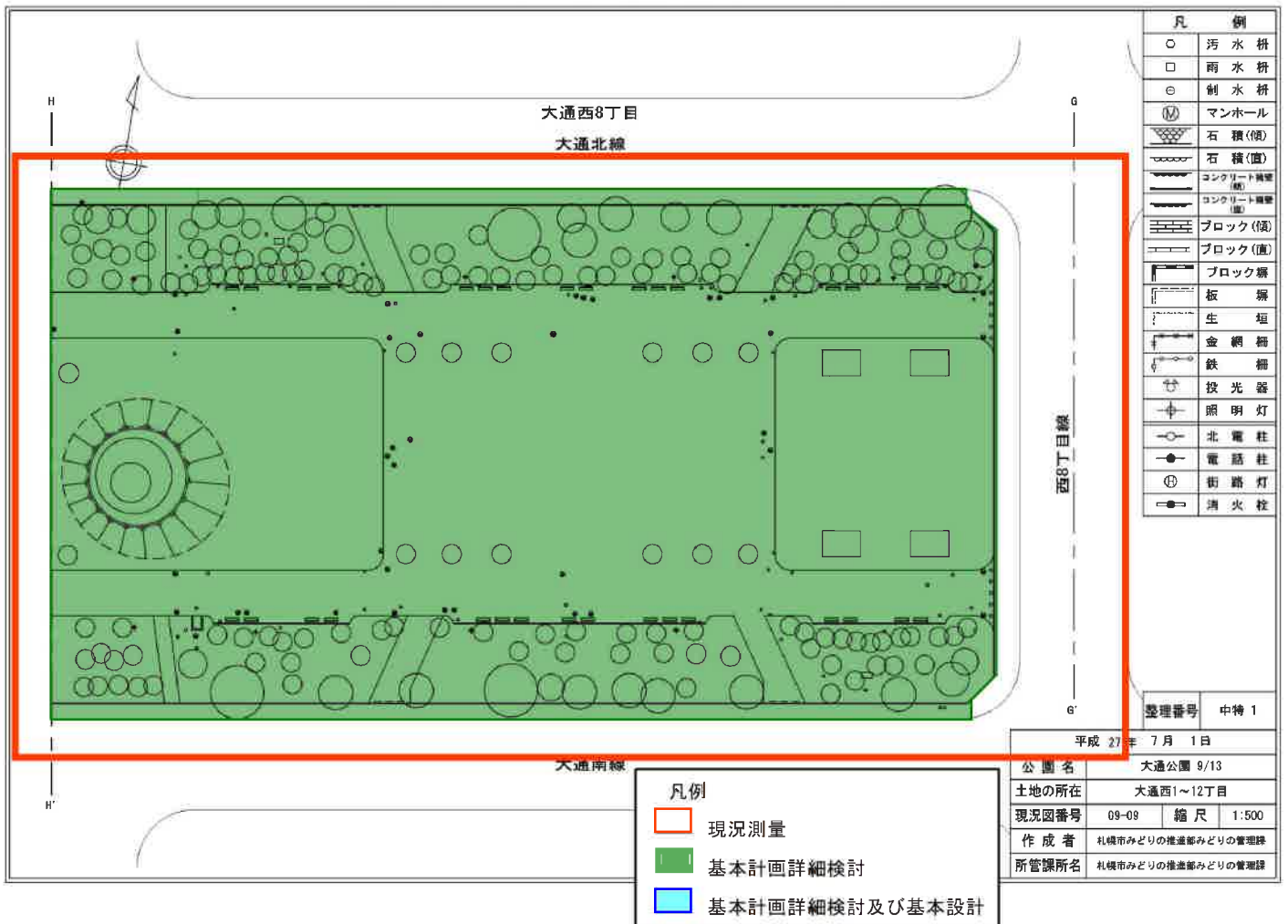
都市公園台帳現況平面図及び現況測量対象範囲図



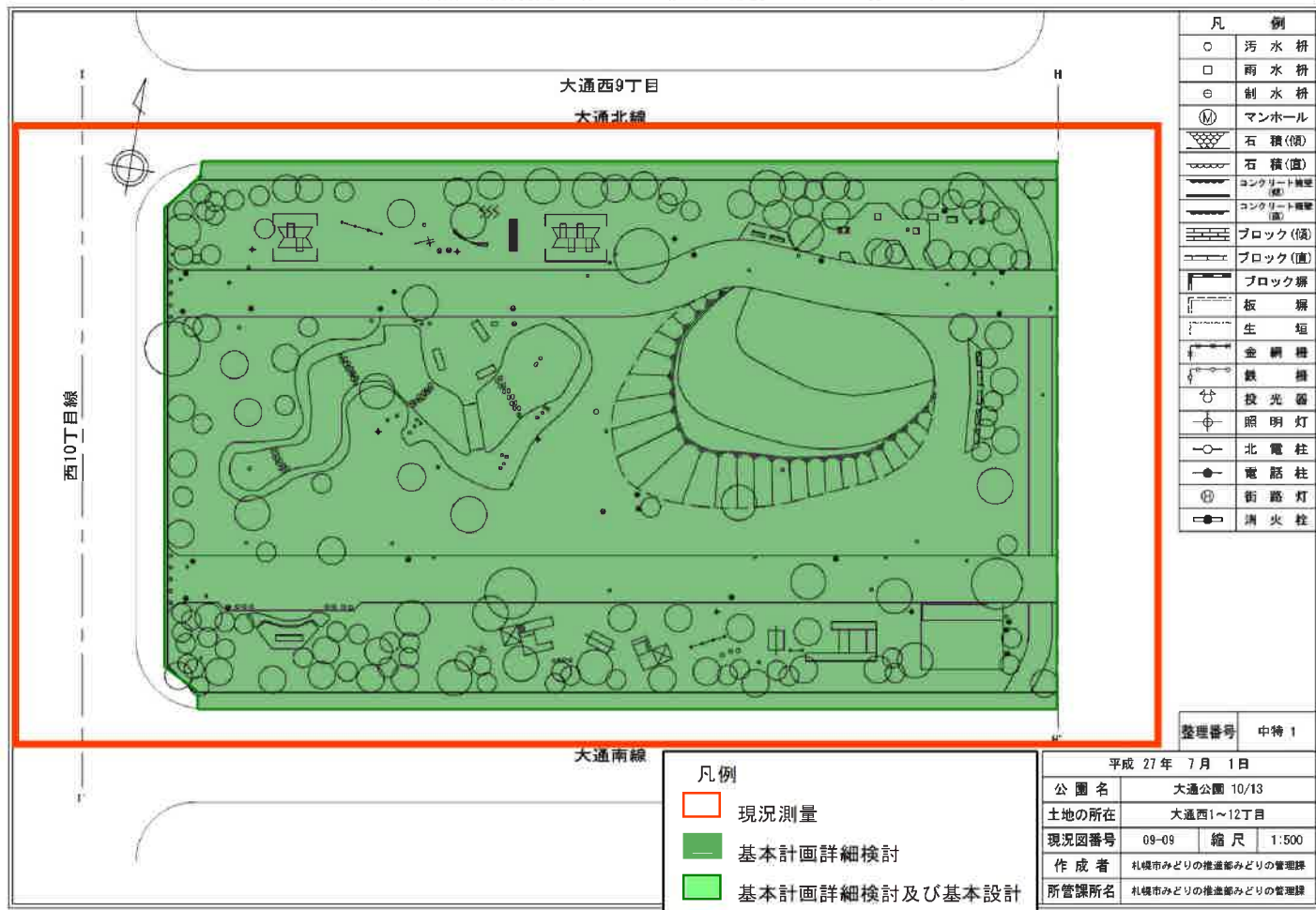
都市公園台帳現況平面図及び現況測量対象範囲図



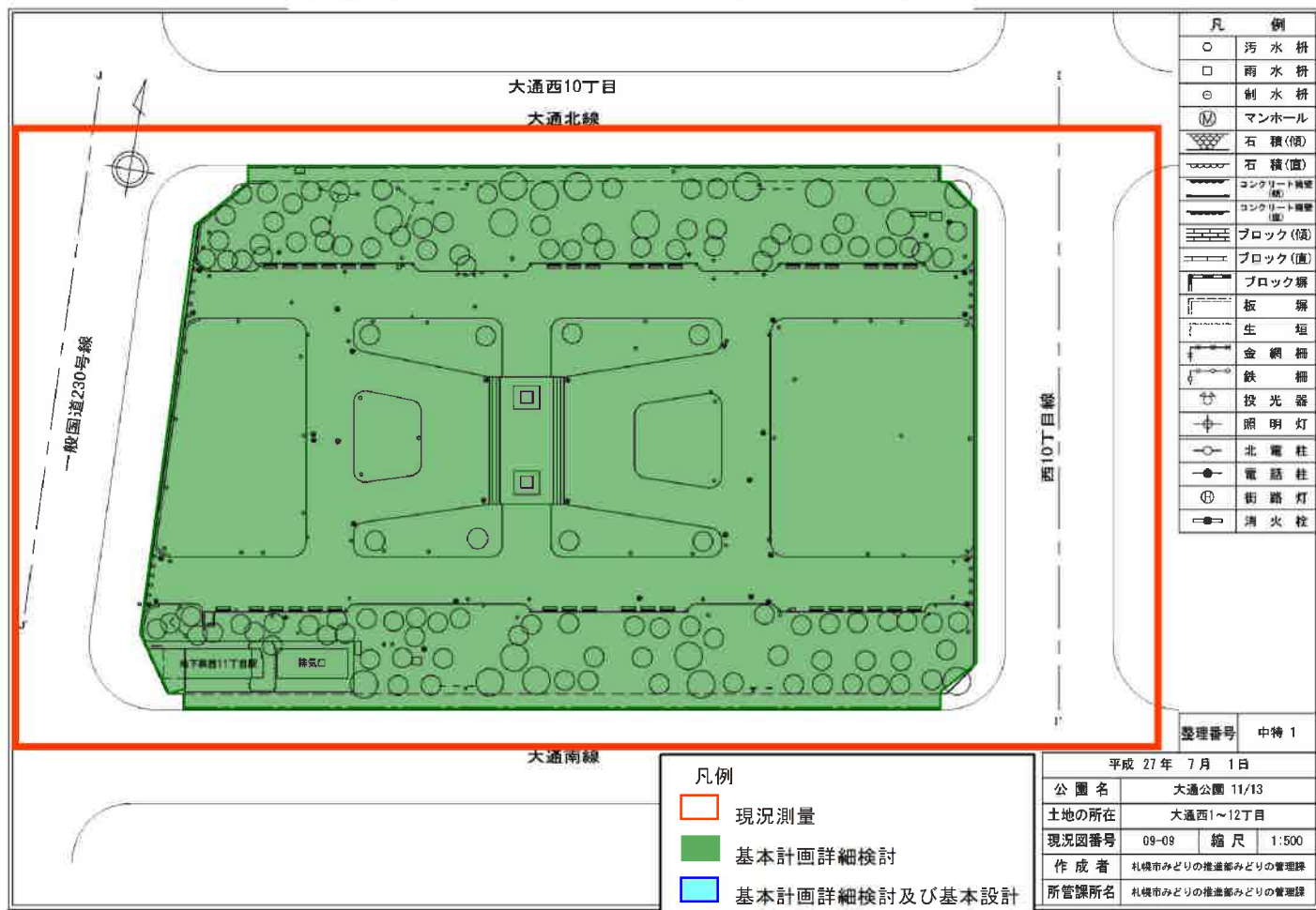
都市公園台帳現況平面図及び現況測量対象範囲図



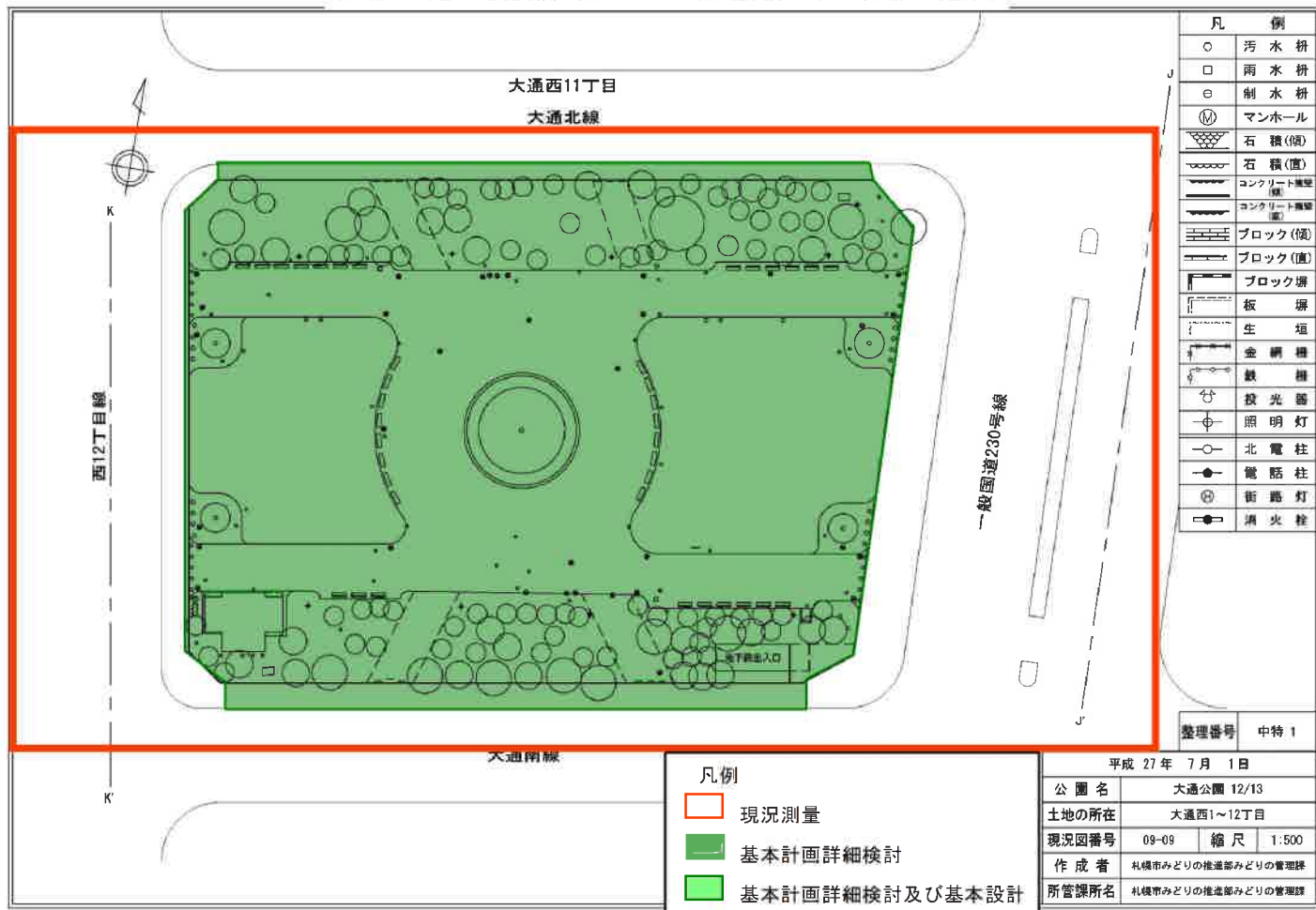
都市公園台帳現況平面図及び現況測量対象範囲図



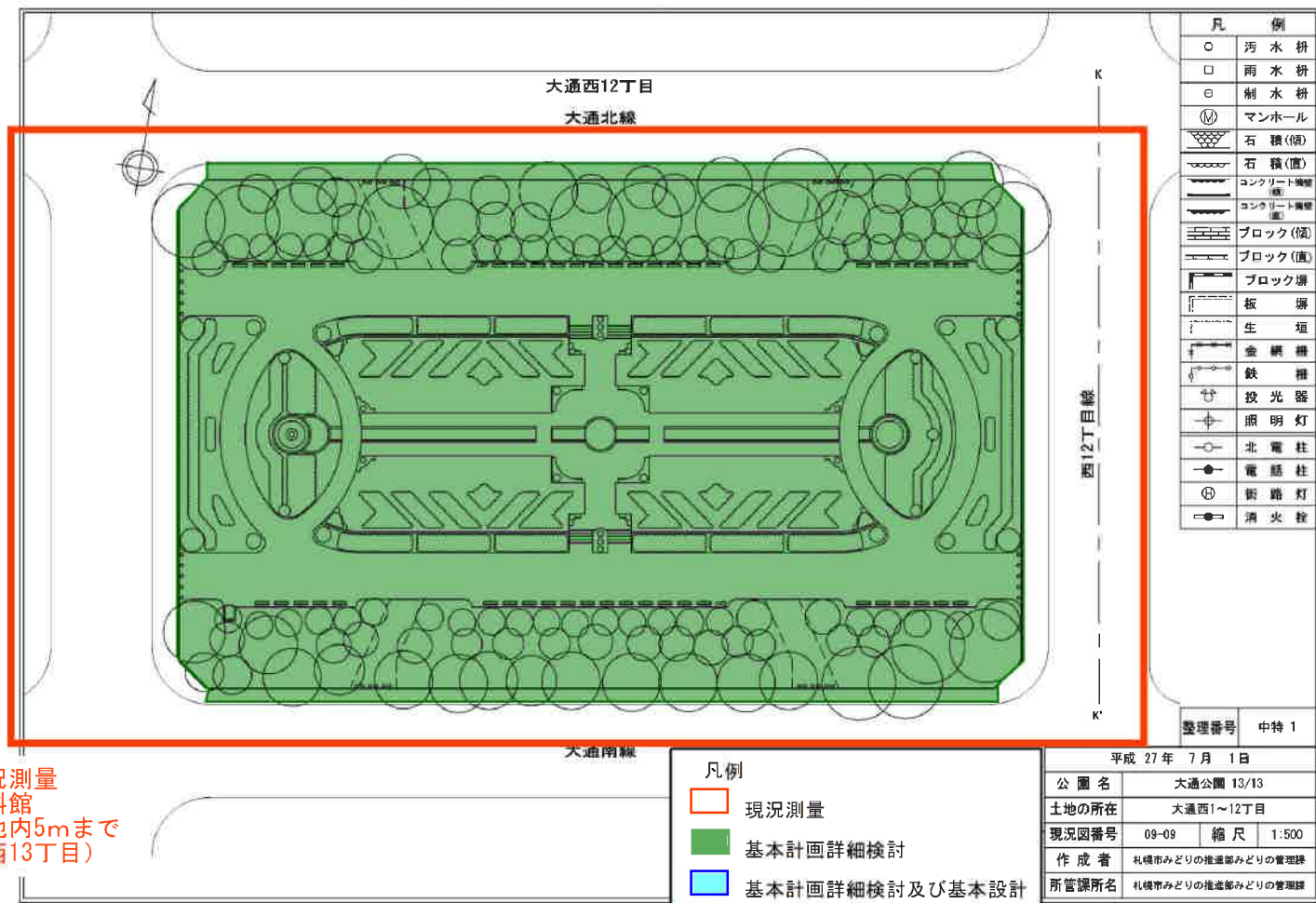
都市公園台帳現況平面図及び現況測量対象範囲図



都市公園台帳現況平面図及び現況測量対象範囲図



都市公園台帳現況平面図及び現況測量対象範囲図



現況測量
資料館
敷地内5mまで
(西13丁目)

街路樹診断カルテ

						樹木医	〇〇 〇〇			
北 区	整理番号	右	23		樹木No.	842	2023年5月20日 調査			
丁目	西1丁目		位置	北側樹林帯						
樹 種	オオバボダイジュ		樹高(m)	13	枝張り(m)	4.5	×	4.0	幹周(cm)	132
支柱の種類	■ なし □ あり()					植樹樹形状		1.1	×	1.2

容姿診断		評 価			
		1	2	3	4
樹 形		■	□	□	□
枝の枯損 や折れ	梢頭部	□	■	□	□
	中下部	□	■	□	□
枝葉の密度		□	□	■	□
葉の色、形、大きさ		□	■	□	□
病虫害		■	□	□	□
剪 定		■	□	□	□
容姿診断結果		2			

<容姿所見>

- ・枯枝がかなり多い
- ・樹木全体の枝葉密度のバランスが疎

健全度診断		評 価			
		1	2	3	4
腐 朽		□	■	□	□
傷 (樹皮の枯死や損傷を含む)		□	■	□	□
キ ノ コ		■	なし	□	あり()
木槌打診(異常音)		■	なし	□	あり()
分岐部・付根の異常		■	なし	□	あり()
胴枯れなどの病害		■	なし	□	あり()
虫穴・虫フン、ヤニ		■	なし	□	あり()
幹を揺らした時の根元の揺らぎ		■	なし	□	あり()
銅棒貫入異常		■	なし	□	あり()
巻き根		□	なし	■	あり(空洞はなし)
ルートカラー		□	あり	□	なし()
根の露出		□	なし	■	あり(切断あり)
建築限界への侵入		□	なし	■	あり ・車道側: □ 幹 ■ 枝 ・歩道側: □ 幹 □ 枝
不自然な傾斜		■	なし	□	あり()

健全度診断結果

2

総合評価	
1 健全	
2 要観察	○
3 危険	

移植適否

1 適	
2 不適	○

樹木全体写真



北 側

撮影 2018年5月20日

<健全度所見>

- ・傷が幹周の10%程度の広がりである。
- ・同様に腐朽も幹周の10%程度の広がりとなっている。
- ・巻根がみられ根系の生長を阻害している。
- ・歩道工事により根が切断された跡がある。

<総合的な所見、対応等>

- ・損傷ならびに腐朽程度が幹周の10%程度となっており、今後定期的な観察が必要である。
- ・枯枝や葉の異常がみられ、樹勢の衰えがみえる。
- ・枯枝の剪定及び植樹樹の拡大が必要と思われる。
- ・建築限界を犯している支障枝については早急に剪定をする必要がある。

<移植の適否に関する所見>

径級が太いため移植には適さない

(様式 2)

街路樹診断カルテ(記入例)

北	整理番号	右	23	樹木No.	842	2023年5月20日	調査
---	------	---	----	-------	-----	------------	----

側面図

断面図

診断概要図

傷や腐朽・キノコ・枯れ枝等の写真



地際の穴



【東側】傷



【西側】上部剪定痕からの腐朽

<その他特記事項>

- ・本樹は幹も太く、枝張も大きく立派な樹木だが、枝の先端の枯枝が著しく多い。
- ・植樹樹が小さいため、巻き根の状態であり、舗装のひび割れ、縁石の持ち上げがある。
- ・車道側の枝の一部が建築限界を超えており、枝の下側が車にぶつかった跡がある。
- ・照明灯が樹木に接近しており、光を遮る恐れあり。